

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成30年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成30年12月12日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第5	議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例	9
日程第6	議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
日程第7	議案第73号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第74号 那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第9	議案第75号 財産の取得について	16
日程第10	議案第76号 平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号)	21
日程第11	議案第77号 平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	30
日程第12	議案第78号 平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	31
日程第13	議案第79号 平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	33
日程第14	議案第80号 平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)	34
日程第15	議案第81号 平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)	36
日程第16	議案第82号 平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1号)	38

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光

11番 森本隆夫

12番 東信介

3. 会議録署名議員の氏名

2番 左近誠

12番 東信介

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長 堀順一郎

副町長 矢熊義人

教育長 岡田秀洋

消防長 湯川辰也

総務課長 塩崎圭祐

教育次長 寺本尚史

会計管理者 西真宏

病院事務長 下康之

税務課長 三隅祐治

住民課長 田中逸雄

福祉課長 榎本直子

観光企画課長 吉田明弘

農林水産課長 在仲靖二

建設課長 楠本定

水道課長 村上茂

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 網野宏行

事務局主査 青木徳之

事務局副主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので、報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成30年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番左近誠君、12番東信介君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る12月7日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は13件です。内訳ですが、条例の一部改正5件、財産の取得1件、補正予算7件となっております。

会期は、本日12月12日から12月19日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月19日までの8日間にしたいたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から12月19日までの8日間に決定をいたしま

した。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ち、町政報告をさせていただきます。

ことしも全国各地で震災や豪雨災害等の自然災害が発生をし、本町も9月末に集中豪雨と台風で大きな被害を受けました。改めて、自然の脅威を痛感した次第でございます。防災・減災対策は重要な課題であり、今後も災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

特に、公共施設の整備につきましては、防災・減災の観点から緊急性と財政状況を勘案し、優先順位を考慮しながら推進してまいります。本議会に上程している天満地内駿田山の調査費につきましては、公共施設の建設が可能かどうかの調査を行うものであります。

また、新クリーンセンターの建設につきましては、大浦用地を第一候補地としてお伝えしておりますが、本議会におきましては関連用地の取得と調査費の議案を上程してございます。関係団体に御理解を得て、住民生活に欠かせないクリーンセンターの建設に早急に着手をしてまいりたいと考えてございます。

11月7日から14日にかけては町政懇談会を町内6地区で開催をし、各地区でさまざまな御意見をいただいたところでございます。

そして、消防関係では、8月のホテル火災においても重要な役割を果たしました消防艇「はくりゅう」のオーバーホールが11月29日に完成をいたしました。消防ポンプの性能が改善され、放水能力が向上いたしました。今後の消火活動において、さらに効果を発揮できるものと考えてございます。

次に、本議会に提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は13件でございます。

その内訳は、条例改正が5件、財産取得が1件、補正予算が7件でございます。

その概要について御説明を申し上げます。

議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年の人事院勧告に伴い、勤勉手当の支給率や俸給表を改正するものでございます。

議案第71号の町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例及び議案第72号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町長、副町長及び教育長の給料と議会議員の報酬について、職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の改正に伴い、期末手当について改正を行うものでございます。

議案第73号の那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正により改正を行うものでございます。

議案第74号の那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域再生法の一部改正により改正を行うものでございます。

議案第75号の財産の取得につきましては、大字二河地内の用地について、土地開発基金で取得するものでございます。

議案第76号は、平成30年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ8,316万6,000円を増額し、予算総額96億7,649万8,000円とするものでございます。

その主なものといたしましては、二河地内及び天満地内に係る測量調査業務委託費、ふるさと納税に係る返礼品、災害復旧事業、給与改定等に伴う人件費の調整などとなっております。

議案第77号から議案第82号中、国民健康保険事業費特別会計、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、病院事業会計につきましては、給与改定等に伴う人件費の調整を、勝浦地方卸売市場事業費特別会計につきましては海水ろ過機のフィルター交換及び配管工事に係る町の負担金を主なものとする平成30年度補正予算でございます。

以上が本議会に提案した13件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議いただきますよう、御可決を賜りますよう、またよろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第70号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に準じ、一般職の職員の給料の額、期末勤勉手当の支給割合の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

人事院勧告の内容につきましては、月例給につきましては官民給与の格差を踏まえ、平成

30年4月1日にさかのぼって給料において平均0.2%の引き上げ改定、期末勤勉手当については民間の支給状況を反映して支給月数を0.05月分引き上げることとし、本年度の12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることとされたところでございます。また、期末手当について、平成31年度以降、支給月数を6月期と12月期で平準化し、いずれも1.3月とすることとされたところでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

まず、第1条関係でございます。

職員の給与に関する条例第21条、勤勉手当についてでございます。

第2項第1号の改正前の下線部分、「100分の90」を改正後、「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、本年度の12月期の勤勉手当を100分の5引き上げるものでございます。

続きまして、第2号、こちらは再任用職員における規定でございますが、改正前の下線部分、「100分の42.5」を改正後、「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同じく再任用職員についても本年度の12月期の勤勉手当を100分の5引き上げるものでございます。

第5項の改正につきましては、今回の改正にあわせて基準日及び支給日の定義が及ぶ範囲をより限定してわかりやすく例規を整備するものでございます。内容等に変更はございません。

続きまして、第2条関係でございます。

第20条、期末手当関係ですが、平成31年4月1日から6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。年間の支給率に変更はなく、年2回の支給率を同じにするものでございます。

改正前の下線部分、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」、これらの合計で100分の260となりますが、これを6月、12月とも「100分の130」とし、同じく計100分の260と改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の規定ですが、同じく6月、12月とも「100分の72.5」の計100分の145に改めるものでございます。

次のページ、裏面をお願いいたします。

第21条勤勉手当関係ですが、先ほど第1条関係で公布の日から改正する第21条第2項の規定を平成31年4月1日から期末手当と同様に6月期及び12月の勤勉手当が均等になるよう配分するものでございます。年2回の支給率を同じにするものでございます。勤勉手当を平成30年12月期で0.05カ月分引き上げ、31年度から期末手当と同じく6月期及び12月期が均等になるよう配分するものでございます。

第1条で改めました2項第1号の下線部分、「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」、これらの合計100分の185となりますが、これを平成31年4月から改正後の下線部分「100分の92.5」の年2回、合計100分の185と改めるものでございま

す。

第2号につきましては、再任用職員の規定ですが、同じく平成31年4月から6月、12月とも「100分の45」の計100分の90に改めるものでございます。

資料3ページをお願いいたします。

別表1の給料表から表第3の給料表となつてございます。平均0.2%の引き上げ改定となつてございます。

なお、別表(1)は一般行政職の給料表、また次の別表第2につきましては医療技術員の給料表、その次の別表3につきましては医師の給料表となつてございます。

議案にお戻り願います。

附則の部分でございます。

第1項、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成30年4月1日から適用するもので、人事院勧告に準じ、4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなす。この規定により、4月1日にさかのぼり、差額の不足分を支給するものでございます。

第4項、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとして、規則委任するものでございます。

また、この改定に伴います給与等の増額分につきましては、今議会の各会計の補正予算に計上させていただいておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 濟いません。単純にこの町で人件費が幾ら上がるんか、その金額だけ教えてください。町全体です。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） この改正で人件費が幾ら上がるのかというお尋ねでございます。

給料表の改定につきましては平均0.2%で、これを本町の職員構成で計算いたしますと、一般会計では0.29%、1人当たり月額772円の増額になります。

この後、一般会計の補正予算で御審議をお願いするものでございますが、これを4月から遡及することになりますので171万4,000円の増額、勤勉手当が0.05月分の引き上げになりますので325万6,000円の増額となつてございます。また、本俸の改正に伴いますほかの手当、地域手当が付随する分で2,000円、超過勤務手当が6万5,000円上がるということになります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちょっとわかりにくいんですけどね。一般会計で171万4,000円と、一般職か。町全体でよ、町全体でどんだけ上がるんかっちゃうのはわかる。総額で言うてくれたらありがたいけど。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 大変申しわけございません。お時間頂戴いたしました。

給与、本俸額で201万6,000円、それと勤勉手当につきましては421万6,000円、合計623万2,000円という形になります。

以上でございます。

〔8番引地稔治君「もう一遍言うて、600」と呼ぶ〕

623万2,000円でございます。

〔8番引地稔治君「はい、ありがとう」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

5番石橋君。

討論は賛成ですか、反対ですか。反対ですね、反対討論ですね。

○5番（石橋徹央君） 当局から官民給与の格差を埋めるために本町職員の給料の上乗せを認めてほしいという議案だと思うんですけど、その本町において、町民と本町行政職員の所得格差をこれが埋める、埋まるものなのか疑問に思いますんで、私は反対を主張させていただきます。  
はい、以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済いません。私も5番議員に続いて反対討論をさせていただきます。

そもそもこれから那智勝浦町のいろんな事業を伴うのにお金のかかることも多々ありますし、また職員の皆さんには下げよとまで、給料下げてくれまでとは絶対申しませんので、このところちょっと厳しい状況、いろんな事業もしていきたい、また僕認定こども園の津波対策のことで何とかしてあげたいという気持ちがありますので、ちょっとでもお金を使わんようにしたいと思いますし、現状維持ということで、職員の皆さんには申しわけないですけど、少しの間辛抱していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。

もう一回立ってください。確認するそうです。

起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する
条例

日程第6 議案第72号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第71号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第72号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第71号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例。

町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほど御可決いただきました議案第70号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連し、改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

第3条の期末手当に関する規定におきまして、特別職の期末手当の額及び支給については一般町職員の例によると規定しておりまして、本条例第3条で引用しておりますところの職員の

給与に関する条例（昭和31年条例第25号）第20条第2項中、100分の122.5及び100分の137.5の率を、先ほど説明いたしましたとおり100分の130に改正した関係から、「100分の130」を「100分の145」に読みかえる規定に改正するものでございます。

なお、年間の支給率等に変更はございません。

議案第71号の説明については以上です。

続きまして、議案第72号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月26日条例第24号）の一部を次のように改正する。

こちらの改正につきましても、引用元である職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）第20条第2項の改正により、第4条の2を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

関係資料の新旧対照表をお願いいたします。

引用しておりますところの職員の給与に関する条例第20条第2項中、100分の122.5及び100分の137.5の率を、先ほど説明いたしましたとおり、100分の130に改正した関係から、「100分の130」を「100分の145」に読みかえる規定に改正するものでございます。

なお、年間の支給率等に変更はございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第71号、議案第72号について、一括で質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第71号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第72号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第73号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第73号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第73号につきまして御説明申し上げます。

議案第73号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正により、読みかえ規定である那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）附則第6条を改正するものです。

資料といたしまして、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。

関係資料の裏面枠内をお願いします。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の附則第6条は、平成27年4月1日からの軽自動車税の税率改正に伴い、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車（既存車）について、軽自動車税については条例改正前の税率とするほか、14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の経年車重課税については、改正後の税率とする所要の措置を定めたもので、今回の改正は軽自動車税が軽自動車税の種別割に改められ、区分表記が細分化されたことに対応するため、既に平成29年条例第9号第2条にて改正済みである那智勝浦町税条例第82条及び附則第16条と同様に表記を改めるものです。

施行日は、平成31年10月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。

下線の部分と表の中の一部の表記が変更されています。

左側改正後、第6条の2行目の下線部は、軽自動車税の後に「の種別割」が加えられています。種別割に改められる理由は、平成29年第1回定例会にてお認めいただきました平成29年条例第9号第2条の改正内容の説明の際にも申し上げましたが、税制改正による自動車取得税の廃止に伴い、平成31年10月から軽自動車税に環境性能割が創設され、軽自動車税の中身が環境性能割と種別割との2本立てになることによるものでございます。

3行目と4行目の下線部は字句の整備を行うものです。

表の中の表記も一部改められています。

先に表の見方を簡単に申しますと、改正前、改正後、共通して、一番上の枠では82条の税率で三輪の車「3,900円」は、平成27年3月31日までに登録した車は「3,100円」に読みかえます。同様に、その下、四輪乗用の営業用「6,900円」は「5,500円」に、四輪乗用の自家用「1万800円」は「7,200円」に、四輪貨物の営業用「3,800円」は「3,000円」に、四輪貨物の自家用「5,000円」は「4,000円」に読みかえますというものです。

第82条第2号は、軽自動車及び小型特殊自動車、アは軽自動車と区分されていたものですが、今回の改正により、さらに三輪は（イ）、四輪以上で（ウ）、（ウ）のうち乗用のものはa、貨物用のはbと表記を細分化するものでございます。

4つ目の枠以降では、附則第16条第1項の経年車重課税についての読みかえにおいて、同様に表記を細分化するものとなっています。

新旧対照表のとおり、今回の改正は字句の表記の改正で、税率の改正はございません。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません。聞けば聞くほど難しくてわかりにくいんですけど、単純にこれ表記の改正だけで税、まあ那智勝浦町民の持っている軽自動車、自動車税のところで上がるわけでも何でもありませんよね。それだけ確認させてください。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えいたします。

今回の改正による税収の変更はございません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） もう一点、ちょっと説明、ちょっとわかりにくかったんですけど、14年を経過した車で経年車重課税って書かれてるんですけど、これ14年過ぎた車はどうなっていくのかなっていうのは、ちょっとわかりますか。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えいたします。

経年車重課税と申しますのは、環境に優しい自動車の開発や普及を進める観点から、長いこ

と経過した車については税率のほうを上げて課税するというものでございます。そちらが附則第16条の第1項のほうに表が示されているものでございますけども、そちらの表についても今回表記が改められたという改正でございます。

以上でございます。

失礼いたしました。説明のほうわかりにくくて申しわけございません。

例えばでございますけども、三輪の車が平成27年4月1日以降の登録車ですと3,900円ですが、平成27年3月31日までの登録車は3,100円になります。それが経年重課とって、今申したように、の車につきましては4,600円になってくるものでございます。そういう、今回のこの資料のほうにはございませんけども、附則第16条の第1項の表のほうにはそういう4,600円になるということが示されております。そちらのほうの表で3,900円が4,600円になるということを示されておりますが、それが平成27年3月31日までの登録車は3,100円になるということを示しております。そちらの表の表記が今回改正されたということでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ということは、平成27年以前のやつは大丈夫ということですね、14年乗ったあっても。これから、平成27年以降の登録で14年間乗ったら税金が上がるということですか、簡単に言うたら。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えいたします。

この平成26年条例第14号において改正された内容になってまいりますけども、平成27年4月1日以降の登録車のほうの課税につきましては、平成27年度施行でございました。そして、登録後14年を経過した経年車重課税につきましては、平成28年度より施行されておるものでございます。その時点で14年経過していたものについては金額が上がってくるというものでございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 軽自動車も現実にそれは上がってくるということですね、これから、ことはそうではないけどということですかね。それと、皆さんよう買いかえさんと辛抱して乗りやる人も税金が上がるということなかなか、これから。その辺がいつから経年重課税を施行されて、どういう状態になったら軽自動車の税金が上がってくるのか、ちょっともうちょっとわかりやすく教えていただいたら。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の経年車重課税でございますけども、わかりやすく言いますと、登録後13年を経過した翌年度以降に、現在もうこれは環境に優しいことを考えた上で、考えてみますと、古い車については環境への配慮がまだ少ないという車となってまいりますんで、その車については税のほうを大きくしているということでございます。そういう、先ほど申しました種別の車につきまして、全てにな

ってまいりますけども。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第74号 那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第74号那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第74号につきまして御説明申し上げます。

議案第74号那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地域再生法の一部改正により、条例中に規定する用語の参照先が変更となったため、改正するものです。

資料といたしまして、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は、関係資料のほうでさせていただきます。

関係資料の線で囲んだ枠内が改正内容を説明したものでございます。

枠内をお願いいたします。

那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年条例第

10号)は、地域再生法による那智勝浦町の地方活力向上地域内において内閣府令で定める事務所、研究所、研修所の特定業務施設を新設し、または増設した事業者に対する固定資産税の特別措置について定めたもので、今回の改正は用語(地方活力向上地域、特定業務施設)の定義の参照先が地域再生法の改正により同法第5条第4項第4号から同項第5号に変更となったことに伴い、改めるものです。

施行日は、平成31年1月1日でございます。

本条例は、大都市圏から地方への本社機能等の移転を促進するための固定資産税の不均一課税の特例措置でございますが、現在本町において当条例適用の案件はございません。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(中岩和子君) 質疑を行います。

12番東君。

○12番(東 信介君) うちではないということですけど、簡単に結構なんで、事務所とか研究所、研修所っていうたら大体どんなことをいうのか教えていただけますか。

○議長(中岩和子君) 税務課長三隅君。

○税務課長(三隅祐治君) お答えいたします。

まず、事務所でございますけども、次に上げる部門のために使用されるものということで、調査及び企画部門、これは事業、製品の企画、立案や市場調査を行っている部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、こういった部門におけるものの事務所ということになってまいります。

研究所につきましては、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うものとなっております。

そして、生産や販売等の部門のために使用されるものは含まれないということになっております。

以上でございます。

○議長(中岩和子君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時27分 休憩

10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第75号 財産の取得について

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第75号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第75号について御説明申し上げます。

〔議案第75号朗読〕

次のページに関係資料を添付してございますので、そちらをごらん願います。

取得の目的につきましては、新クリーンセンターの建設用地とするものでございます。

2枚目のA3判の地図をごらん願います。

赤枠で囲んだ部分が対象の土地でございます。大浦浄苑の東側の国道に面したところとなります。

1枚目の資料をお願いいたします。

土地の1筆ごとの明細でございます。那智勝浦町大字二河字大浦1604番9、地目は宅地、地籍は5,041平米、那智勝浦町大字二河字大浦1604番12、地目が山林、地籍は833平米の2筆で、合計5,874平米となっております。

取得価格の算定に当たりましては、この宅地部分の平成29年9月に和歌山県が取得した鑑定評価価格の1平方メートル当たり7,000円を参考に算定したもので、交渉により全体で3,500万円で合意を得たものでございます。

12月10日に仮契約を締結し、本議会の議決を得た日から本契約とするものでございます。

なお、取得の方法につきましては、土地開発基金での先行取得をさせていただき、今後新クリーンセンター建設事業を進める中で財政上有利な補助金や起債を利用しながら一般会計で買い戻していく予定でございます。

説明は以上でございます。どうか御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 1点、参考資料のその拡大図で、上と下は、これ隣接は町有地ですかね、その辺だけお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 隣接地についてのお尋ねでございます。

隣接地につきましては、町有地及び国道敷となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済いません。これ新クリーンセンター用地ということで購入に行くということなんですが、クリーンセンターの事業自体そもそもここで成功するのかっていう心配があるんですけどね。そもそも単独でやる、そして太地の漁会の今同意をもらいに行ってますけど、太地の漁会の同意なしに、法的にはできるということなんですけど、太地の漁会の同意なしにここで進めていくつもりでおられるのか。まずそれをお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

今回議案に計上されておりますこの用地につきましては、クリーンセンターの建設用地ということで取得するものですが、これまでも御報告させていただきましたとおり、町内のこれまでの各候補地、環境面、経済面、そして建設時期、これを十分に検証した結果、この用地が最適地であると考えております。

そして、今後につきましては、施設の基本計画、そしてまた造成の計画、そういったものが固まってきた時点で改めて漁業等には影響のあるものではないということを重ねて御説明していくことを考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） いや、そんなこと聞きやるんちゃうやん。太地の漁会の同意がよ、もうなかなかもらえんやろうと、もう僕はもらえんと思うたあんねで。でも、もらえなんだとしても進めるんかと。進めるなら、この用地の購入っていうのは必要やろけど、そのときに断念するんやったら無駄な土地になるんやで。ほかに利活用するっていうあれがあればええけどね。3,500万円お金をかけて、そんだけの対価に見合う利用方法があるか、クリーンセンターの事業にやるっていう用地で買うんやろ。そんで漁会に説明いろいろして同意もらえなんだときに、そのまま単独でクリーンセンター事業、那智勝浦町だけで進める覚悟があるかですよ。ここで断念する、漁会が反対、同意もらえなんだからこのクリーンセンターの用地を諦めるといふなら、購入してからやったら、購入してしめたのに諦めるっちゃうことになったら3,500万円ほったるようなもんですよ。

だから、その漁会の反対があっても押し切る気持ちがあるかないかですよ。それを聞きやるんですよ。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） ただいまの質問に答えます。

住民課長が言うたとおり、御理解を得ながら事業を進めていく、粛々と事業を進めていくということでございます。

2町になるか、単独になるか、クリーンセンターの用地として土地開発基金のほうで先行取得させていただいて事業を進めていくということになります。この間も特別委員会でも報告させていただきましたけれども、今までの方針どおり単独でいくということで特別委員会でも報告させていただいております。

また、仮に万一そういうことになったということがありましても、この土地に関しましては有効な土地利用ができると考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） だから、ちょっと理解しにくかってんけどね。単独でいくんやろ。ほんで、漁会の同意をもらうのに頑張るっていうのはわかるで、今から頑張るんやろ。今から頑張って同意もらいにいくって言うんやろ。でも、もしもらえなんだときにでも単独でここで法的に問題ないんやったら強行に事業する、進めるつもりでおるんか、漁会の同意がもらえなんだら、漁会の。自治体としてそういうわけにいかんと、反対してあるんやったらというて諦めてほかへクリーンセンター用地をかえるんやったら、ほんでもったいない土地になるやろ。ほんで、その後の利活用もできるようになって考えてあるって言うけどね、具体的にそれやったらクリーンセンター用地としてあかんようになったときの、ほかにそんだけの価値のある土地にある大義あります、どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） お答えします。

御質問にありますように、太地漁協さんの同意とございますが、同意というのは特に必要ございません。だからといって無視するということではございません。

ただ、このクリーンセンターにつきましては、一切汚水は出ない。工事についても濁水もほとんど出ないような工事にしていきたいと思っております。しかも、空気の環境アセスにつきましても、何ら人体に影響ないような数値で進めるわけですから、しかもほかの漁協さんがどうこうっていう話でもない中で、私どもは十分あの地域で設置が可能と考えて事業を進めてございます。

ですから、一切その公害の、公害っていうか、皆さん方に御迷惑をかけるような、もしかけたんであれば町が十分責任を持って補償もいたしますしっていうようなことで、そういう公文もお返ししてるところで、それを町内に持っていても結局その町内の方々もまた同じような、もしそれを認めてしまうと一切工事、公害ないのに可能性があるからといってそこをずらしてしまうと、じゃあ移動された先がその公害を受けてもいいんかって話になりかねませんので、それは十分理解をしていただくような話をしたいと思います。

そういう意味では、次の利活用っていうことは余り考えてはございません。そこでクリーンセンターをつくっていきたいと思っております。

ただ、どうしても何かの理由でだめってような場合は、災害復旧の用地で十分使える用地だと私は考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 引地君。

○8番（引地稔治君） 僕もクリーンセンター、それはわかっているんですけど、漁会にそんだけの公害に対してもそんなに害がないやろと色々な説明して漁会の説得に行くっていうんですけど、なかなか理解が求められんと思いますよ。漁会の同意っちゅうのは、なかなか求められんと思いますよ。

ほんなら、法的に同意求める必要ないんやったら、そこで粛々と単独でクリーンセンター事業を進めるということですね。それだけお願いしますわ。

それによって反対がある、同意がもらえんから諦めるっていうて諦めてしもた場合、町長、災害の用地って、災害復旧の用地に利活用ができると、それは次の段階の話なんですけどね。そのクリーンセンター用地、まあまあ本当は災害のときの用地としては具体的にどのような利活用ができるんですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 今防災・減災対策どんどん進めていかなくてはいけないっていうことで、特に和歌山県のほうからも災害が起こった後の復旧計画も事前につくるようになっていうことで、今求められているところでございます。しかも、災害が起こったときにそれぞれ家が流されたりっていうようなことがあるのであれば、当然被災住宅の用地が必要となります。そういう意味では、多分候補地の一つになるんだろうと思います。

浸水域以外のところの高台の平場っていうのが那智勝浦町内はほとんどございません。そういう意味では、有効に使える場所ではないのかなというふうに思っておりますが、それ以前にここはクリーンセンターの用地として最適であるということで、皆さん方に以前から御説明してるとおりでございます。

同意っていうよりも、やはり皆さん方に御理解をいただいた上で公共施設っていうのはつくっていきたいと思っておりますので、それは十分誠意を持って、今でも説明に上がっておりますが、御理解をいただけるようなことで、この大浦でクリーンセンターをつくっていきたい。しかも、早くしないと今のクリーンセンターがいつ故障してとまってしまいかもしれない中で、町民生活がたちまち困ってしまう状況にならざるを得ないっていうことがないように、できる限り早く、そういう意味合いでも皆さん方に御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） 今8番議員からいろいろ質疑ありまして、町長として不退転の決意で大浦をとということでいいんですね。

それと、産業の廃棄物どうこうっていう、産業廃棄物やなしに公害、災害の、ああいうことはまあ余り考えてないと。それよりか、もう不退転の決意でやるということでどうでしょう、いいんですね。確認いたします。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 御質問のとおり、不退転の決意で臨みたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 反対討論です。濟いません、反対討論させていただきます。

そもそも僕今までクリーンセンターのずっと流れを見てきたんですが、なかなか今の大浦用地で太地の漁会の理解、賛同を得るのはとても難しいと思ってます。ほんで、この事業が失敗したときに、ただのこの土地取得というのは非常に無駄なものになっていくと、おそれが十分に高いと思ってます。

もし、それらの土地購入するのはもっと太地町の漁会の理解を得て、見込みが出てからでも遅くはないと思いますよ。今では、もうまるきりゼロに近い。もっと理解を得て、町長みずから漁会も行ってませんしね。もっと理解を得てから、確信がある程度とれるようになってから、それからでも土地の購入は遅くはないと思いますよ。今では非常にこれはちょっと危険やと思いますので、反対させていただきます。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第76号 平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第76号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第76号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,316万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,649万8,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額95億9,333万2,000円に補正額で8,316万6,000円を追加し、計で96億7,649万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の議会費から、5ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的欄、現年補助災害復旧事業で860万円、公共事業等で810万円を増額し、補正後の限度額を12億6,810万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ8,316万6,000円の増額をお願いしてございます。

8ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,594万3,000円、地方債1,670万円、その他1,990万円、一般財源は3,062万3,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

2、歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は2,603万4,000円の追加で、計で30億3,075万3,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額458万9,000円につきましては、説明欄記載の人事交流派遣職員負担金でございます。和歌山県との職員の交流事業により今年度職員1名を和歌山県へ派遣し、かわりに和歌山県から本町に職員1名を派遣いただいているところでございます。その本町から派遣している職員の人件費分について、和歌山県から負担金として受け取るものでございます。

款21町債、目8災害復旧債と目10土木債は、説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、人件費についての補正でございます。

款1議会費の目1議会費から、30ページの款9教育費の目1社会教育費までの各科目の節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、それぞれ補正をお願いしてございます。これは4月1日付人事異動などによる調整と人事院勧告による4月からの差額支給に伴う増減となっております。人事院勧告の給与改定率は、先ほど議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で御説明させていただきましたとおり平均0.2%で、これを本町の職員構成で計算いたしますと、一般会計では給与改定率0.29%、1人当たり月額772円の増額で合計171万4,000円の増額、勤勉手当で325万6,000円の増額となっております。それぞれの科目での説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4の共済費につきましては、先ほど申し上げました人事異動等による調整と人事院勧告による差額支給に伴う増減となっておりますが、節2給料の特別職59万9,000円の減額につきましては、前町長の辞職から町長職不在の期間に係る減額でございます。節19の負担金、補助及び交付金917万円は、歳入の雑入で説明申し上げましたが、和歌山県との職員の交流事業により今年度職員1名を和歌山県へ派遣し、かわりに和歌山県から本町に職員1名を派遣いただいているところでございます。その和歌山県から派遣いただいている職員の人件費分を人事交流派遣職員負担金として支払うものでございます。

目3財産管理費の節13委託料750万円は、平成25年3月に取得いたしました大字天満1243番1初め20筆、いわゆる通称駿田山の測量調査業務の委託費用といたしまして500万円を、そして先ほど第82号議案で御承認いただきました新クリーンセンターの建設予定地である大字二河1604番9初め2筆の大浦用地の測量調査業務の委託費用250万円をお願いするものでございます。駿田山用地につきましては、朝日地区の避難場所、また公共施設の高台移転のための用地として取得したもので、今後平成32年度末の緊急防災・減災事業債の延長期限が迫る中、今後

の消防施設等公共施設の高台移転等の整備を進めるに当たり、測量調査を委託するものでございます。

目6電子計算費で159万4,000円の増額をお願いしてございます。住基ネットワークシステム機器については、現在各市町村で設置しておりますが、本町の機器更改時期にあわせて県内14町村による共同利用に変更し、共同利用サーバーへのデータ移行作業等の委託料として216万円をお願いしてございます。また、節14使用料及び賃借料につきましては、共同利用サーバーを利用することにより、本町のサーバーを設置する必要がなくなることから、単独利用の機器借上料を減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款7土木費、目2下水道事業費の節28繰出金211万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の下水道事業費特別会計への繰出金でございます。このページ一番下、款8消防費、目5災害対策費、節3職員手当等補正額153万8,000円の増額をお願いしてございます。台風24号などに係る防災業務に従事した職員の超勤手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

32ページをお願いいたします。

このページから34ページにわたり、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金58万5,000円は、説明欄に記載の国民健康保険事業費特別会計繰出金で、後ほど国民健康保険事業費特別会計のほうで御説明させていただきます人件費の補正に伴う増加により国民健康保険事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、節区分4の共済費の説明欄に記載の臨時雇社会保険料15万6,000円及び節区分7賃金108万8,000円につきましては、清掃管理事務所の受け付け等の業務について職員2名、臨時職員1名により運営を行ってりましたが、職員1名の定年退職による欠員が生じたため、臨時職員1名分の補正をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節区分4障害者総合支援

事業費補助金42万1,000円の増額につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等に伴い必要となる障害者自立支援給付支払等システムの改修費用に対する国庫補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節区分28繰出金の158万9,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額により補正をお願いするものでございます。

次のページ、17ページをお願いします。

目5町民センター費、節区分7賃金124万2,000円の増額につきましては、職員の病気休暇に伴い臨時職員1名を雇用するための賃金をお願いするものでございます。

目7障害者福祉費、節区分13委託料84万3,000円につきましては、歳入でも申し上げましたが、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等に伴い必要となる障害者自立支援給付支払等システムの改修を国の2分の1の補助を受けて実施するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目8災害復旧費補助金の1,092万円につきましては、説明欄記載の林道高野線災害復旧事業費の10分の6の国庫補助金を県経由で受け入れるものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料の40万5,000円につきましては、林地台帳システムの導入費用でございます。林地台帳制度につきましては、平成28年の森林法改正により、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表することが平成31年度から義務づけられたものでございます。これに対応するため、既存の農業振興地域や森林簿図面が閲覧できる水土里システムに登記情報等のデータを加えた形で導入しようとするものでございます。今回県内の水土里システムを使用している市町村のうち、同じように林地台帳システムを導入する市町村数が確定いたしまして導入費用が明示されたため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費、節15工事請負費の1,820万円につきましては、台風24号の被害を受けた林道高野線の復旧に係るものでございます。

農林水産課関係資料をごらんください。

位置図と被災写真でございます。写真でお示しいたしておりますとおり路肩が崩落しておりまして、既存構造物を取り壊して新たに擁壁と舗装を行うものでございます。国庫補助の査定が終了いたしましたので、今回補正をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業寄附金の1,570万円と節2まちづくり応援基金寄附金の420万円の合計1,990万円につきましては、ふるさと納税による寄附金の増加分を見込み、計上させていただいております。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費1,820万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳についてでございますが、節3職員手当等のうち超勤手当60万円につきましては、本年第3回定例会で御承認いただきました勝浦ビン玉文化再興事業や那智の滝保全委員会に係る事業など、年度の途中から始めた事務に係る超勤が増加したため、年度末までの見込み分の補正をお願いするものでございます。節11需用費のうち消耗品費1,730万円につきましては、ふるさと納税に係る寄附金について御寄附いただいた方々への返礼品に係る費用でございます。節12役務費のうち手数料30万円につきましては、ふるさと納税の増加による取扱手数料の増加によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費の180万円と目6まちづくり応援基金費の50万円につきましては、ふるさと納税に係る寄附金について、備考欄記載の基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

9ページ下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、補正額460万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の町道上長井線及び町道築紫土光作線の公共土木施設災害復旧事業2件の国庫補助金の受け入れでございます。補助率は3分の2、66.7%でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事として町道の小規模な側溝改修や舗装等の路面補修及び町内の道路暗渠間の土砂撤去及び処分等の費用でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

項3河川費、目2河川改良費、補正額1,473万8,000円の増額をお願いするものでございます。主な内訳としまして、節区分19負担金、補助及び交付金1,470万9,000円でございます。説明欄記載、和歌山県が実施します土砂災害対策事業の地元県事業負担金でございます。湯川地内2カ所、下和田地内1カ所、浦神東地区で1カ所の計4カ所の急傾斜地崩壊対策工事と中里地内、二河地内、南大居地内、浦神西地区でそれぞれ各1カ所の計4カ所の小規模土砂災害対策工事、そして市屋地内、浦神東地区での各1カ所、計2カ所の災害緊急がけ崩れ対策工事、合計10カ所分の県事業負担金でございます。

31ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公共施設災害復旧費、補正額690万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。9月29日に前線と台風24号によります集中豪雨で発生しました説明欄記載の町道上長井線道路災害、町道築紫土光作線道路災害、計2件の国庫補助金によります公共土木施設災害復旧工事費でございます。お手元に配付させていただいております建設課関係資料A3サイズの縦の位置図に赤色丸をつけたところが今回の施工箇所でございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防関係につきまして御説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分15工事請負費、補正額56万2,000円の増額をお願いさせていただくものでございます。関係資料をつけさせていただいています。関係資料をもとに御説明させていただきます。

1枚目をお願いします。

今回撤去をお願いします消防庁舎西側職員駐車場の長さ28メートル、高さ1メートル、幅0.1メートルのブロック塀です。今年度県が行う消防庁舎西側職員駐車場に設置しています県保有の泡原液タンク撤去工事に伴う事前調査で、このブロック塀が基準不適合の可能性と当該タンク撤去時の振動等で倒壊するおそれがあることを指摘され、東牟婁振興局新宮建設部に調査してもらいました。

資料2枚目をお願いします。

その調査の結果の写しを添付させていただいています。記載のとおり、高さ以外は基準不適

合であるとの調査結果が示されました。当該ブロック塀の南側は住宅等の物干し場、北側は職員、来庁者駐車場となっており、倒壊した際に人的、物的被害を引き起こすおそれがあることから、今回ブロック塀の撤去及び代替フェンス設置工事の補正をお願いさせていただくものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

29ページをお願いします。

歳出です。

来年度、宇久井小学校において1年生の入学予定者が38人で2クラスとなる予定です。そのため、教室が不足することから、現在のパソコン教室を普通教室に転用したいと考えています。また、パソコンは学校図書館内に移動し、パソコンと図書の両方で調べ学習ができる環境をつくっていきたいと思います。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料64万8,000円は、宇久井小学校のパソコン移設に係る業務委託です。節15工事請負費250万円は、パソコン教室移転に伴う改修工事で、床工事やアコーディオンカーテンの設置を行います。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 1点ちょっと制度についてちょっと詳しく教えてもらいたいところがあります。

22ページのその林業台帳システム導入の40万円っていうので、これ国の制度改正っていうんですかね、新たな林業のそういう、山の持ち主が、この山は誰のものやっていうのがすぐわかりやすくするための、そういう制度の導入のために義務づけられたというような説明だったんですけど、この一旦その台帳をつくりますよね。そしたら、ただその後に売買だとか相続で年々そのまた所有者なりが変わってくと思うんですけど、そういう更新作業っていうのは、このシステムを導入することで年々のそういうのが更新を自動的にやっていただけるんか、またそうじゃなくて手作業でまたそういうのは町がやっていくんか、その辺も、こっだけ、この40万円払ったら、後もう町は利用するだけでええのか、また別途更新にお金かかっていくのかね。その辺ちょっと知りたいんで、お願いします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、この40万5,000円につきましては、システムの導入の委託でございます。そして、登記情報のほうも毎年更新していかなければならないようになってございます。更新しないと情報公開しても何の意味もないということになってきますので、更新のほうは別途、まだ費用のほうは確定しておりませんが、来年度以降も要ってこようかと思いません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと細かいことなんですけど、13ページの財産管理費の測定の今の説明の中で、そのここへ移転するっていう施設の名前の中にいろいろ上がってたんですけど、そういう施設はもうここへ移転する目的でおるのか。

もう一点は、14ページのその企画費の需用費ですか。これ国の方針が変わってふるさと納税の額が変わって、利率が変わってきても、これ当初予算で上げてある金額にプラスこんだけ乗るということは、顕著に納税していただいているのかなと、その2点だけお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 13ページでございます。

総務費の財産管理費、委託料の関係でございます。

測量調査業務でございますが、これに当たりまして、まず私ども考えてございますのは公共施設等の移転先ということでございます。町長、最初に申しましたとおりでございます。

まず、最優先に考えておりますところにつきましては、消防庁舎もしくは本庁舎が使用できない場合の防災センター等をまず最優先としては考えておりますが、まず全体的な公共施設として測量して調査してからということで、まず始めたいということで、今回補正予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） ふるさと納税についての御質問についてお答えいたします。

総務省の方針が出てからの伸び率につきましては、やはりちょっとかなり影響が出ているのかなというところでございます。現時点で全体といたしましては4億6,540万円の寄附をいただけるのかなというところでございますけども、その総務省の方針が出て、特に一番の寄附の項目でありました旅行券の取り扱いをやめてから増加率っていうのはやはりかなり厳しいものになっておりますので、また魅力あるものをつくって寄附の増加に努めていかなければいけないのかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 財産管理のことで早急に消防庁舎っていうのがちょっと一番最初にひっかかりまして、災害起こったときにあそこやったら町内全域に行けるのかなと思って、バイパスにつながる道になったあるのかな、この予算で質疑することじゃないのかもわかりんですけど、その辺も考えてのそこへ持ってくるっていうことなのかなあとと思って、もう簡単でいいですけど、よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回お願いしております調査業務につきましては、あくまで公共施設

等高台移転という大きな名目の中で測量ということを考えております。

その第一優先といたしまして、消防施設等がまず取得した目的の欄でもその欄が一番の目的であったかと思っておりますので、そのような例で出させていただきました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） 13ページの財産管理費の測量調査費についてお尋ねいたします。

天満地内の駿田山ですね、あそこを測量するということなんですが、それによって境界線、宅地との境界線がはっきりすると思うんですよ。

先般の9月22日、23日ですか、あのときの大雨のときにも、あの宅地のとこへ土砂の崩壊っというんですか、あったと思うんですよ。だから、そういったときに、擁壁とかそういうようなこともしていかなければならないと思うんですけど、その点どのように考えておられますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回補正予算をお願いしている件につきましては、あくまで用地の調査、測量業務でございます。具体的にということではなく、当然宅地との境界線まで確認するものではございません。あくまで大きなものでございまして、用地の測量調査ということでお願いしている部分でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時42分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第77号 平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第77号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第77号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,118万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,162万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4の県支出金と款6の繰入金で、歳入合計、補正前の額24億8,043万7,000円に、補正額で3,118万4,000円を追加し、計で25億1,162万1,000円とするものです。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1の総務費と款2の保険給付費で、歳出合計、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出それぞれ補正額は3,118万4,000円の増額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、歳出合計で国県支出金が3,059万9,000円、一般財源58万5,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金、節区分1普通交付金、補正額3,059万9,000円の増額は、保険給付に必要となる費用を全額県から受け入れるもので、歳出の保険給付費の補正に伴い、補正するものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額58万5,000円は、歳出の人件費の補正に伴い、必要となる財源を一般会計より受け入れ

るものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額58万5,000円は、給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費、補正額94万6,000円は、主に補装具や柔道整復に係る療養費の給付実績によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、補正額2,965万3,000円は、保険者負担分の実績見込みによるもので、主に入院に係るレセプト単価が見込みより増加したことによるものでございます。

次の9ページから補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第78号 平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第78号平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第78号平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,127万3,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額4,338万9,000円から補正額211万6,000円を減額し、計4,127万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計4,127万3,000円は、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としまして、4ページの歳入、5ページの歳出におきまして、それぞれ211万6,000円を減額し、歳入歳出同額の4,127万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額211万6,000円の減額補正をお願いします、計3,779万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで211万6,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは、補正予算給与明細書となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第79号 平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第79号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第79号について御説明申し上げます。

議案第79号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,390万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金金の補正で、歳入合計、補正前の額、21億3,548万9,000円から補正額158万9,000円を減額し、計21億3,390万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源となっております。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額158万9,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動による人件費に対する一般会計からの繰入金金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費158万9,000円の減額につきましては、節区分

2 給料から節区分 4 共済費まで、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額により補正をお願いするものでございます。

8 ページ、9 ページは補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第80号 平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第80号平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第80号について御説明いたします。

議案第80号平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,274万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

歳入合計の補正前の額2,100万8,000円に繰越金の補正額173万8,000円を追加し、2,274万6,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4 ページの歳入、5 ページの歳出、それぞれ補正前の額2,100万8,000円、補正額173万8,000円、計2,274万6,000円でございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の173万8,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

次のページ、7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節19負担金、補助及び交付金の814万円につきましては、和歌山県漁連が行う滅菌海水装置ろ材交換等の工事に係る負担金でございます。

関係資料をつけておりますので、そちらをごらんください。

関係資料の上側が県道側でございます。左上の赤い部分の第2売り場のスロープの下に滅菌海水装置が設置されております。この装置は、海水をくみ上げ、これをろ過し、紫外線で滅菌した後、第2売り場の床に散水されているもので、平成22年4月に導入以来8年半が経過してございます。この間、ろ過装置内のろ材を一度も取りかえておらず、目詰まりが生じており、水量が減少している状況でございます。また、第1売り場につきましては、現状海水をそのまま散水している状況で、市場の衛生管理講習会におきましても、海水には腸炎ビブリオ菌が生息し、高温になるほど活動が活発になるため注意が必要であるという指摘を受けたところでございます。

平成30年6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたこともあり、この状況を改善するため、第1売り場に滅菌水を散水したいと考え、また県漁連から繁忙期に入る前に改善を行いたいとの要望を受けましたので、今回補正をお願いするものでございます。

工事等の概要でございますが、図面の赤いラインが第2売り場の配管で、緑のラインが第1売り場の配管でございます。第1売り場に滅菌水を送水するには、現状では滅菌海水装置の送水量が不足しておりますので、まず急速ろ過装置内のろ材等を取りかえ、滅菌水の水量の回復を図ります。そして、第1売り場に送水するわけですが、図面の第1売り場の青い丸の部分の柱にあります洗浄用海水管のバルブ不良や送水管等の接続部分の止水不良があり、滅菌水の送水ユニットの圧力が高いため、相当量の水漏れが生じるおそれがあります。これらの改修と、送水管が天井部分にございますが、これを支えている金具類が腐食により欠損している部分が

多数ございますので、これもあわせて改修を行うものでございます。

改修費用は、ろ材交換等が1,228万円、送水管等の改修が400万円、合計1,628万円で、2分の1の814万円を負担するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、節25積立金につきましては、工事負担金の増に伴い、640万2,000円を減額し、653万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 確認なんですけど、この前舗装するのにもお金使うたんやね、ここの。この積立金自体、今どれぐらい残ってるんですか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字はあれなんですけども、約2,500万円ほど残ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第81号 平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第15、議案第81号平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第81号平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、平成30年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億3,978万9,000円に補正予定額769万5,000円を減額し、計5億3,209万4,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億7,959万5,000円に補正予定額769万5,000円を減額し、計4億7,190万円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額9,624万3,000円に補正予定額769万5,000円を減額し、計8,854万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額1億444万7,000円に補正予定額5万3,000円を追加し、計1億450万円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額5,398万1,000円に補正予定額789万6,000円を減額し、計4,608万5,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,408万円に補正予定額14万8,000円を追加し、計6,422万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

4ページ、5ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第81号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第82号 平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第16、議案第82号平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第82号平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額25億5,841万3,000円に補正予定額74万9,000円を減額し、計25億5,766万4,000円とするものです。

第1項医業費用、既決予定額21億2,786万1,000円に補正予定額74万9,000円を減額し、計21億2,711万2,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額を2,571万4,000円に改める。）

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額6,657万2,000円に補正予定額106万2,000円を増額し、計6,763万4,000円とするものです。

第3項補助金につきましては、新たに補正予定額106万2,000円を増額するものです。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額9,228万5,000円に補正予定額106万3,000円を増額し、計9,334万8,000円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額6,789万7,000円に補正予定額106万3,000円を増額し、計6,896万円とするものです。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目1、職員給与費、既決予定額13億7,526万2,000円に補正予定額74万9,000円を減額し、計13億7,451万3,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページは予算に関する説明書実施計画となっております。

内容につきましては、前ページの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費です。既決予定額13億7,526万2,000円に補正予定額74万9,000円を減額し、13億7,451万3,000円とするものでございます。節区分4准看護師給4万7,000円、節区分9准看護師手当120万1,000円をそれぞれ増額し、節区分6事務員給191万3,000円、節区分11事務員手当8万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

給与費の増減額につきましては、給与改定及び人事異動に伴うものとなっております。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

4ページをお願いいたします。

款1資本的収入、項3補助金、目1県補助金、新たに補正予定額106万2,000円を増額するものでございます。

今回新たに予定しております遠隔救急システム導入費用の財源に充てる県補助金、地域医療介護総合確保事業補助金受け入れに係る増額補正であります。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、既決予定額6,500万円に補正予定額106万3,000円を増額し、6,606万3,000円とするものでございます。節2備品費106万3,000円は、遠隔救急支援システム導入費用です。和歌山県と和歌山県立医科大学において遠隔医療推進事業が進められております。事業の内容につきましては、遠隔カンファレンスシステムと遠隔救急支援システムの2つのメニューがございます。遠隔カンファレンスシステムにつきましては、既に県内の自治体病院で整備され、遠隔診療や大学とのテレビ会議等で利用されております。

今回補正予算で要求させていただきました遠隔救急支援システムにつきましては、タブレット等の携帯端末で医療画像等の患者情報を他の病院と共有することができ、症例相談や患者紹介、救急搬送時等に活用されるシステムであります。システム導入に関しましては、昨年度で

県内7病院が導入しており、今年度は当院を含めた5病院が導入する予定となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時02分 散会